

令和3年11月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案

かずさ水道広域連合企業団

議案第1号

令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第1号）

第1章 水道事業

第1条 令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第5条に次のとおり、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
笹毛地先送水管更新に係る経費	令和4年度まで	90,000千円
本庁舎冷温水発生機更新に係る経費	令和4年度まで	24,000千円

第2章 水道用水供給事業

第1条 令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第5条に次のとおり、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎冷温水発生機更新に係る経費	令和4年度まで	6,000千円

令和3年11月8日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

補正予算に関する説明書

第1章 水道事業

債務負担行為に関する調書
(水道事業)

(本年度提出に係る分)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国庫補助金	出 資 金	そ の 他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
太田一丁目地先配水管改良に係る経費	130,000	—	—	令和4年度まで	130,000		18,150		111,850
南子安四丁目地先配水管更新に係る経費	76,000	—	—	令和4年度まで	76,000		21,824		54,176
千種新田地先配水管更新に係る経費	79,000	—	—	令和4年度まで	79,000		22,057		56,943
長浦拓二号地先配水管改良に係る経費	80,000	—	—	令和4年度まで	80,000		19,267		60,733
木更津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	588,000	—	—	令和6年度まで	588,000				588,000
君津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	787,000	—	—	令和6年度まで	787,000				787,000
笹毛地先送水管更新に係る経費	90,000	—	—	令和4年度まで	90,000		28,453		61,547
本庁舎冷温水発生機更新に係る経費	24,000	—	—	令和4年度まで	24,000				24,000

第 2 章 水道用水供給事業

債務負担行為に関する調書
(水道用水供給事業)

(本年度提出に係る分)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
大寺浄水場排水処理棟耐震補強に係る経費	千円 112,000	—	—	令和4年度まで	千円 112,000	千円	千円	千円	千円 112,000
大寺浄水場取水施設等耐震補強工事実施設計業務委託に係る経費	18,000	—	—	令和4年度まで	18,000				18,000
大寺浄水場ろ過池サイフォン管等塗装に係る経費	7,000	—	—	令和4年度まで	7,000				7,000
浄水施設等の災害対策に関する基本計画策定に係る経費	79,000	—	—	令和4年度まで	79,000				79,000
浄水場運転管理業務委託に係る経費	1,270,000	—	—	令和6年度まで	1,270,000				1,270,000
本庁舎冷温水発生機更新に係る経費	6,000	—	—	令和4年度まで	6,000				6,000

議案第 2 号

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

令和 2 年度決算における未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

令和 3 年 1 1 月 8 日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

○令和2年度決算における未処分利益剰余金の処分

1 水道事業の部

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	22,355,621,646	3,029,023,924	2,912,054,711
議会の議決による処分類	1,833,429,206	0	△ 2,444,707,733
減債積立金への積立	0	0	△ 611,278,527
資本金への組入	1,833,429,206	0	△ 1,833,429,206
処分後残高	24,189,050,852	3,029,023,924	(繰越利益剰余金) 467,346,978

2 水道用水供給事業の部

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	40,007,331,156	1,524,635,153	1,999,762,677
議会の議決による処分類	899,716,379	0	△ 1,799,762,677
減債積立金の積立	0	0	△ 887,003,542
建設改良積立金の積立	0	0	△ 13,042,756
資本金への組入	899,716,379	0	△ 899,716,379
処分後残高	40,907,047,535	1,524,635,153	(繰越利益剰余金) 200,000,000

議案第 3 号

令和 2 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について
地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和
2 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算について、別冊のとおり監査委員
の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 1 1 月 8 日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

決算書、意見書及び附属資料は別冊のとおり

報告第1号

令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について
令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告
する。

令和3年11月8日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺 芳 邦

令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書(水道事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな御資産の購入限度額	説明
						工事負担金	損益勘定留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	具淵三丁目地先配水管改良工事	45,100,000	0	45,100,000	0	45,100,000	0	0	本工事範囲内に関東地方整備局施行の工事が予定され、占用位置等の協議が必要となり、本工事の工期での完了が困難となったため。(木更津市域)
		志駒地先配水管布設工事	24,585,000	0	24,585,000	0	24,585,000	0	0	富津市施工の道路災害復旧工事が遅延したことに伴い、本工事の工期での完了が困難となったため。(富津市域)
		二間塚地先配水管更新工事	54,120,000	0	54,120,000	0	54,120,000	0	0	富津市施工の地域排水整備工事が遅延したことに伴い、本工事の工期での完了が困難となったため。(富津市域)
		農業用水工事に伴う二間塚地先配水管切廻し工事	7,810,000	0	7,810,000	1,496,000	6,314,000	0	0	君津農業事務所施工の農業用水工事が遅延したことに伴い、本工事の工期での完了が困難となったため。(富津市域)
		富津市送水管更新工事 施設設計業務委託	8,767,000	0	8,767,000	0	8,767,000	0	0	令和2年12月の富津市笹毛踏切付近の漏水事故後に契約を行い、履行期間を2か年に設定したため。(富津市域)
	合	計	140,382,000	0	140,382,000	1,496,000	138,886,000	0	0	

令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書(水道用水供給事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな御資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金				
1資本的支出	1建設改良費	遠方監視制御設備更新工事	276,787,500	0	276,787,500	276,787,500	0	0	0	新型コロナウイルス感染症対策のため、工事内容の見直しを行ったことから、工期内での完了が困難となったため。
		第1中継ポンプ場電気計装設備更新工事	579,929,900	0	579,929,900	579,929,900	0	0	0	運転の簡素化や省エネルギー化を図るため、仕様の再検討を行い、機器製作に遅れが生じ、工期内での完了が困難となったため。
		大寺浄水場薬品注入機械設備更新及び浄水場PAC追加注入機械設備工事	125,517,700	0	125,517,700	125,517,700	0	0	0	関連する電気設備工事における機器仕様の調整に時間を要し、機器製作に遅れが生じ、工期内での完了が困難となったため。
		大寺浄水場薬品注入電気計装設備更新及び浄水場PAC追加注入電気設備工事	71,821,200	0	71,821,200	71,821,200	0	0	0	関連する機械設備工事における機器仕様の調整に時間を要し、機器製作に遅れが生じ、工期内での完了が困難となったため。
		大寺浄水場2系急撹ポンプ設備更新工事	29,887,000	0	29,887,000	29,887,000	0	0	0	0
合 計			1,083,943,300	0	1,083,943,300	1,083,943,300	0	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金				
1水道事業費用	1/営業費用	十日市場浄水場特高電気設備及びび大寺浄水場電気設備等点検整備工事	円 55,000,000	円 0	円 55,000,000	円 55,000,000	円 0	円 0	円 0	新型コロナウイルス感染症の影響により、部材の調達が出来なくなり、装置の再編成・開泰に時間を要し、工期内での完了が困難となったため。
合		計	55,000,000	0	55,000,000	55,000,000	0	0	0	

報告第 2 号

令和 2 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の
規定により、令和 2 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率
について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和 3 年 11 月 8 日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

**令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく
資金不足比率算定表**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率を次のとおり算定しました。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道事業)	－%	20%
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道用水供給事業)	－%	

表中資金不足比率の欄の「－」表示は資金の不足額が生じていないことを示します。

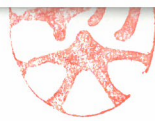
資金不足比率の算定

資金不足比率は、資金不足を、事業規模（営業収益の規模）と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、算定式は次のとおりとなります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額（（流動負債－1年以内に償還の企業債）－流動資産）}}{\text{事業の規模（営業収益）}}$$

(単位：千円)			
水道事業	$= \frac{(5,825,045 - 1,807,997) - 8,970,260}{8,597,286}$	$= \frac{\Delta 4,953,212}{8,597,286}$	= ー%
水道用水 供給事業	$= \frac{(2,119,883 - 887,004) - 7,568,273}{5,955,218}$	$= \frac{\Delta 6,335,394}{5,955,218}$	= ー%
<p>〔 『資金の不足額』 がマイナスとなる場合、流動資産が流動負債を上回るため、資金の不足がないことを表します。 〕</p>			

以上により算定した結果、水道事業及び水道用水供給事業のいずれも資金の不足額がないことから、「資金不足比率なし」となります。



か水広監第7号

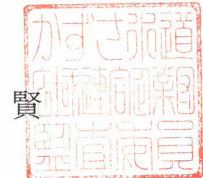
令和3年9月17日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 渡辺芳邦様

かずさ水道広域連合企業団

監査委員 多田



監査委員 石井志郎



令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。



令和 2 年 度

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見

1 審査の対象

令和2年度の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の方法

資金不足比率審査は、広域連合企業長から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として、決算書等関係書類を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し実施した。

3 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

記

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20%
水道用水供事業会計	—	

資金不足比率の算定根拠

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

いずれの会計においても、資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

$$\text{水道事業会計} = \frac{\text{資金の不足額} \quad \Delta 4,953,212 \text{ 千円}}{\text{事業の規模} \quad 8,597,286 \text{ 千円}}$$

$$\text{水道用水供給事業} = \frac{\text{資金の不足額} \quad \Delta 6,335,394 \text{ 千円}}{\text{事業の規模} \quad 5,955,218 \text{ 千円}}$$